

(8) 研究生規程・聴講生規程・科目等履修生規程

研究生規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学則第 59 条第 2 項の規定に基づき、研究生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- (1) 研究生入学願書（別記様式第 1 号）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（又は修了）証明書
- (4) 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書（別記様式第 2 号）又は依頼書

(入学許可)

第 5 条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時まで誓約書（別記様式第 3 号）を提出しなければならない。

(指導教員)

第 6 条 校長は、研究生に対しては、それぞれ指導教員を定めるものとする。

(研究期間)

第 7 条 研究生の研究期間は、当該年度内とする。ただし、研究生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1 年に限り、その期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書きにより、研究期間を延長しようとする場合は、延長願（別記様式第 4 号）を期間満了前までに、校長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定により、研究期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 8 条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）に定める額とする。

- 2 授業料は、研究期間に係る全額を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、研究期間が 6 か月を越える場合には、最初の 6 か月と、これを越える期間に分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。
- 3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。
- 4 授業料を納付しない者は除籍する。

(授業等への出席)

第 9 条 研究生は、指導教員が研究上必要と認めるときは、授業担当教員の承諾を得てその授業に出席することができる。

(研究報告)

第 10 条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告書（別記様式第 5 号）を、指導教員を経て校長に提出しなければならない。

- 2 研究生には、願い出により研究証明書を交付することができる。

(特別費用の負担)

第 11 条 研究生の研究に要する特別な費用は、研究生の負担とする。

(退学)

第 12 条 本規程に違背した者又は疾病その他止むを得ない事情により成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(その他規程等の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則等の学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則 (平成 11. 1. 13)

この規程は、平成 11 年 1 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 15. 3. 28)

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16. 3. 22)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19. 1. 19)

この規程は、平成 19 年 1 月 19 日から施行し、平成 17 年 5 月 20 日から適用する。

別記様式第1号

研究生入学願書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

住所

氏名

下記により研究生として入学したいので、許可下さるよう関係書類を添えてお願いします。

記

研究題目

指導教員 職名

氏名

研究期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

注 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第2号

承諾書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

勤務先

所在地

所属長名



下記の者が食校研究生として入学することを承諾します。

記

所属部課

氏名

研究期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

別記様式第3号

誓約書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

このたび食校に研究生として入学を許可された上は、学則の遵守はもとより、学校が定めた一切の規則等に従うことを保証人連署で誓います。

本人 住所

氏名

保証人 住所

氏名

本人との続柄

注 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第4号

研究期間延長願

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

研究生 氏名

令和 年 月 日から研究生として研究に従事しておりますが、下記のとおり研究期間を延長したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

研究題目

指導教員 職名

氏名

研究延長 令和 年 月 日から
期 間 令和 年 月 日まで

注1 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書を添付すること。

2 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第5号

研 究 報 告 書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

研究生 氏名

下記の研究が終了しましたので別紙のとおり報告
します。

記

研究題目

指導教員 職名

氏名

研究期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

注 署名は必ず本人が自署すること。

聴講生規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学則第 60 条第 3 項の規定に基づき、聴講生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第 2 条 聴講生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 専攻科の聴講生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学時期)

第 3 条 聴講生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第 4 条 聴講生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- (1) 聴講生入学願書（別記様式第 1 号）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（又は修了）証明書
- (4) 現に職を有する者は、勤務先所属長の承諾書（別記様式第 2 号）又は依頼書

(入学許可)

第 5 条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時までには誓約書（別記様式第 3 号）を提出しなければならない。

(指導教員)

第 6 条 校長は、聴講生に対しては、それぞれ指導教員を定めるものとする。

(聴講期間)

第 7 条 聴講期間は、当該年度内とする。ただし、聴講生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1 年に限り、その期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書きにより、聴講期間を延長しようとする場合は、延長願（別記様式第 4 号）を期間満了前までに、校長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定により、聴講期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(聴講科目)

第 8 条 聴講生が聴講できる科目は、原則として実験、実習以外の科目とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第 9 条 聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成 16 年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）に定める額とする。

- 2 授業料は、聴講する科目に係る全額を所定の期日までに、納付しなければならない。
- 3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。
- 4 授業料を納付しない者は除籍する。

(証明書)

第 10 条 聴講生には、願い出により聴講した科目の履修証明書を交付することができる。

(退学)

第 11 条 この規程に違背した者又は疾病その他止むを得ない事情により聴講を継続する見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(その他規程等の準用)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則等の学内諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則 (平成 19. 1. 19)

この規程は、平成 19 年 1 月 19 日から施行し、平成 17 年 5 月 20 日から適用する。

別記様式第1号

聴講生入学願書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

住所
氏名

下記により聴講生として入学したいので、許可下さるよう関係書類を添えてお願いします。

記
聴講期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

聴講科目

科目名	単位数	指導教員名	期 間
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年

注 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第2号

承諾書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

勤務先
所在地
所属長名

㊟

下記の者が食校聴講生として入学することを承諾します。

記

所属部課

氏名

聴講期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

別記様式第3号

誓約書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

このたび食校に聴講生として入学を許可された上は、学則の遵守はもとより、学校が定めた一切の規則等に従うことを保証人連署で誓います。

本人住所

氏名

保証人住所

氏名

本人との続柄

注 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第4号

聴講期間延長願

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

聴講生 氏名

令和 年 月 日から聴講生として受講しておりますが、下記のとおり聴講期間を延長したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

聴講延長 令和 年 月 日から
期 間 令和 年 月 日まで

聴講科目

科目名	単位数	指導教員名	期 間
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年

聴講期間延長理由

- 注1 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書を添付すること。
2 署名は必ず本人が自署すること。

科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第58条第3項の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 専攻科の科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等専門学校を卒業した者
 - (2) 高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書（別記様式第1号）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業（又は修了）証明書
- (4) 現に職を有する者は、勤務先所属長の承諾書（別記様式第2号）又は依頼書

(入学許可)

第5条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時までには誓約書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

(指導教員)

第6条 校長は、科目等履修生に対しては、それぞれ指導教員を定めるものとする。

(履修期間)

第7条 履修期間は、当該年度内とする。ただし、科目等履修生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1年に限り、その期間を延長することができる。

- 2 前項ただし書きにより、履修期間を延長しようとする場合は、延長願（別記様式第4号）を期間満了前までに、校長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により、履修期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(履修科目)

第8条 科目等履修生が履修できる科目は、原則として実験、実習以外の科目とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第9条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）に係る通達に定める額とする。

- 2 授業料は履修する科目に係る全額を所定の期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。
- 4 授業料を納付しない者は除籍する。

(単位の認定)

第10条 履修科目に係る単位の認定は、試験成績及び平常成績により行う。

(単位修得等証明書)

第11条 科目等履修生には、願い出により履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

第12条 この規程に違背した者又は疾病その他止むを得ない事情により成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(その他規程等の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学則等の学内諸規程を準用する。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11. 1. 13）

この規程は、平成 11 年 1 月 13 日から施行する。

附 則（平成 15. 3. 28）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16. 3. 22）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19. 1. 19）

この規則は、平成 19 年 1 月 19 日から施行し、平成 17 年 5 月 20 日から適用する。

別記様式第1号

科目等履修生入学願書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

住所

氏名

下記により科目等履修生として入学したいので、許可下さるよう関係書類を添えてお願いします。

記

履修期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

履修科目

科目名	単位数	指導教員名	期 間
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年

注 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第2号

承諾書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

勤務先

所在地

所属長名

印

下記の者が食校科目等履修生として入学することを承諾します。

記

所属部課

氏名

履修期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

別記様式第3号

誓約書

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

このたび食校に科目等履修生として入学を許可された上は、学則の遵守はもとより、学校が定めた一切の規則等に従うことを保証人連署で誓います。

本人住所

氏名

保証人住所

氏名

本人との続柄

注 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第4号

履修期間延長願

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

科目等履修生 氏名

令和 年 月 日から科目等履修生として受講しておりますが、下記のとおり履修期間を延長したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

履修延長 令和 年 月 日から
期 間 令和 年 月 日まで

履修科目

科目名	単位数	指導教員名	期 間
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年
			前期・後期・通年

履修期間延長理由

注1 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書を添付すること。

2 署名は必ず本人が自署すること。